

令和7年1月1日現在

患者各位 殿

届出（承認）に関する事項について

当院は保険医療機関の指定を受けております。また、下記事項について、厚生労働大臣の定める基準に適合しているとして関東信越厚生局長及び埼玉県知事に届出、受理（承認）を得ています。

- | | |
|---|-----|
| 1. 地域一般入院料 1 | 30床 |
| 2. 療養病棟入院料（1） 20：1看護・20：1看護補助 | 52床 |
| 3. 医療安全対策加算 2 | |
| 4. 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） | |
| 5. 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | |
| 6. 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） | |
| 7. 認知症ケア加算 2 | |
| 8. 排尿自立支援加算 | |
| 9. 入院時食事療養（Ⅰ） | |
| 10. 薬剤管理指導料 | |
| 11. 重症皮膚潰瘍管理加算 | |
| 12. 療養病棟療養環境加算 1 | |
| 13. 撮影に使用する機器：16列以上64列未満のマルチスライス CT | |
| 14. 後発医薬品使用体制加算 1 | |
| 15. がん治療連携指導料 | |
| 16. 難病 令和6年11月1日～令和12年10月31日 | |
| 17. 入退院支援加算 2（入院時支援加算・総合機能評価加算） | |
| 18. がん性疼痛緩和指導管理料 | |
| 19. 療養環境加算 | |
| 20. データ提出加算 1・3 | |
| 21. 診療録管理体制加算 3 | |
| 22. 外来排尿自立指導料 | |
| 23. 看護補助加算 1 | |
| 24. 胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術) | |
| 25. 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | |
| 26. 酸素の購入価格 | |
| 27. 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 3 | |
| 28. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料 29 | |
| 29. 栄養サポートチーム加算 | |

○ 180日を超える入院に関する一部負担金

地域一般入院料 1 1日当たり 1760 円

○ 入院食事療養／生活療養に関する事項

入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）を届出した病院です。管理栄養士が食事療養部門の責任者となり、適温の食事と患者毎に栄養管理を実施し、夕食は18時以降とサービス向上をめざし行っています。

○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

看護の種別

I. 一般病棟 30床

一般病棟では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は10人以内です。

夕方17時～翌朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は15人以内です。

看護補助者は1日2人以上勤務しております。

II. 療養病棟 52床

療養病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、8人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は9人以内です。

夕方17時～翌朝9時まで、看護職員と看護補助者の1人当たりの受持ち数は26人以内です。

（看護職員1人以上・看護補助者1人以上・計2人以上です。）

1. 当院においては、患者様の負担による付添いは認められておりません。

2. 当院では以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

一般病棟・療養病棟

・個室代 1日 6,930円 6,600円 2人部屋 2,200円（税込）

医師が指示した場合、同意を頂いていない場合は、室料差額は発生しません。

当院では3人室以上の室料差額は取っておりません。

・理髪代 1回 車椅子、自立歩行の方 2,200円 ベッド上の方 2,800円（非課税）

・オムツ代・文書料金・診療記録にかかわる料金に関しては、別途記載

◎ 入院時必要品につきましては、各自御用意していただきます。

尚、衛生材料等の治療行為及びそれに密接に関連した<サービス>についての費用、及び<施設管理費>等曖昧な名目での徴収は、一切認められておりません。

○明細書の発行に関する事項

当院では、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

医療法人社団明日佳 埼玉あすか松伏病院 院長 大矢正俊